

## 負担区分

リスクの種類	内容	負担者	
		市	利用候補者 及び試行的 利用者
法令変更	試行的利用者が行う業務に影響を及ぼす法令等	協議事項	
許可を受けた 公園施設の管理	安全上必要な修繕※1	○	
	安全上必要ではない修繕※1, 法令点検		○
公園管理業務の実施 及びそれに起因する 瑕疵	提案した公園管理業務		○
	上記以外の公園管理業務	○	
第三者賠償	運営において第三者に損害を与えた場合		○
不可抗力	自然災害・感染症拡大等による業務の変更・中止・ 延期	協議事項※2	
資金の調達 事業の中止・延期	必要な資金確保		○
	市の責任による遅延・中止	○	
	試行的利用者の責任による遅延・中止		○
	試行的利用者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減, 収入減		○※3
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○※3
運営費	運営費の膨張		○
施設損傷	施設, 設備等の損傷・劣化	協議事項※4	
	管理上の瑕疵によるもの		○
損害賠償	既存設備等の不備による事故	協議事項※5	
	試行的利用者が設置する設備等の不備による事故		○※6
	施設管理上の瑕疵による事故		○※6
運営リスク	施設, 設備の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災 等の事故による施設閉鎖等に伴う運営リスク		○

(裏面あり)

- ※1 管理許可を受けた公園施設においては、安全上必要な修繕については本市が行います。安全上必要でない修繕であっても、試行的利用者の必要と判断する場合は、本市と協議のうえ、試行的利用者の負担において実施してください。
- ・ 安全上必要な修繕の例：倒木による旧管理事務所の建物内部の破壊、ガス管の破裂
  - ・ 安全上必要ではない修繕の例：破損している建具の交換、台風による雨漏れの補修（現在、雨漏れは確認していません。）
- ※2 自然災害（地震・台風）・感染症拡大等の不可抗力への対応
- ・ 建物、設備等が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがあります。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態宣言」等が発出された状況下において、新型コロナウイルスに起因した社会的利益の保護のための措置として、本市は事業の中止を求める場合があります。これらの場合、試行的利用者は本市の要請に従うこととし、それにより生じる損害等について本市は一切の補償を行いません。
  - ・ 復旧可能な場合、その復旧にかかる経費は試行的利用者と協議します。
  - ・ 本市は試行的利用者に対する休業補償は行いません。
  - ・ 店舗の損壊等により、物理的に開所が困難となった場合には、休業期間中の使用料の減免を認めます。
- ※3 収入減について、本市は試行的利用者に補償を行いません。
- ※4 施設、設備等の損傷リスクへの対応
- ・ 基礎、壁、柱等のうち、建築基準法施行令第1条第三項に定める構造耐力上主要な部分の損傷や劣化した部分の補修等については、試行的利用の開始時において直ちに危険性があるものに限り、本市がその費用を負担します。
  - ・ 許可を受けた公園施設の天井、壁及び床の塗装・張替等の修繕、設備の維持保全に要する修繕、試行的利用者又はその代理人、使用人、請負人、訪問者及びその他試行的利用者の関係者並びに許可を受けた公園施設の利用者の、故意若しくは過失に起因する修繕に要する費用については、試行的利用者の負担によるものとします。
- ※5 既存設備等の不備による事故への対応
- ・ 旧管理事務所及び車庫棟は、北部公園管理事務所としての利用を終えてから約10年が経過しており、空調やガス器具その他の設備も含め、利用されていた当時のまま残置されています。これらが現在も適切に稼働するかどうかは確認していません。  
これらの既存の設備を使用しようとする場合は、必ず試行的利用者において安全性及び劣化状況等について事前に確認し、本市の承諾を得てください。
- ※6 試行的利用者が設置する施設、設備の不備又は施設管理上の瑕疵による事故への対応
- ・ 許可を受けた公園施設の管理上の瑕疵等による事故への対応のために、試行的利用者はリスクに応じた保険に加入してください。